

宅地建物取引業者免許 オンライン申請（新規）をされる方へ

◆重要事項

1. 申請内容の変更不可について

提出された申請内容に基づき審査を行い、免許可否を決定します。
受付後、審査が完了するまで申請内容の変更はできません。

- ※1 提出後に申請内容（免許審査の対象事項）に変更が生じた場合は、
審査をやり直すため、免許申請を取下げた上で、再申請いただきます。
- ※2 申請を取下げない場合、免許拒否処分となります。

取下げや拒否処分となった場合、申請手数料は返金できません。
変更の予定がある場合は、変更後に申請するか、
申請後に免許を受けてから変更（変更の時期を免許日以降に）してください。

また、以下の場合、虚偽申請として宅建業法に基づき免許取消し処分を受けるほか、
罰則（免許不正取得罪として懲役または罰金）を受けることがあります。

- ①申請後、免許日までに変更を生じたが、申請を取下げずに免許を受けた
- ②事実と異なる内容で申請を行い、免許を受けた

なお、上記事実を秘匿されても、今後の更新申請の際等に判明します。

2. 事務所の郵便物転送解除について

審査が完了すると、事務所の所在地へ転送不可で通知ハガキを送付します。

この際、郵便物の転送を設定されているとハガキが未着となりますので、
郵便物の転送解除手続きをお済ませください。

※専任の宅地建物取引士の登録内容について

専任の宅地建物取引士の現在の氏名・本籍地が、各都道府県に宅地建物取引士として登録している氏名・本籍地の情報と異なっている場合や、審査期間中に別の氏名・本籍地が変わる場合は、審査に通常よりも期間を要します。

3. 営業保証金供託・免許証受領等について

下記（１）又は（２）のとおり、今後の手続をお願いします。
手続をせずに免許日から**3か月以上経過すると免許取消の対象**となります。

（１）**保証協会**の社員（会員）資格を取得予定の方

免許申請と並行して、速やかに保証協会加入の手続を行ってください。

◆**免許証受領に必要な書類** ※免許日以降に窓口で受領頂きます。

① **通知ハガキ**

② 保証協会発行の弁済業務保証金分担金「**納付証明書**」

③ 【専任の宅地建物取引士が大阪府登録】

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書（ハガキ受領後）

【専任の宅地建物取引士が大阪府登録**以外**】

従事先登録が他社のままでは**免許証を交付できません**。

登録の都道府県で変更手続し、提出した申請書の写しを持参ください。

④ <法人成り申請の場合> 個人事業の廃業届 ※該当する場合のみ

（２）営業保証金を**自社供託**する予定の方

通知ハガキを受領されたら、速やかに法務局で営業保証金の供託手続を行い、大阪府へ営業保証金供託済届出書を提出ください。

オンラインで営業保証金供託済届をする場合は、免許の受取前に手続きを完了してください。

◆**免許証受領に必要な書類** ※免許日以降に窓口で受領頂きます。

① **通知ハガキ**

② 営業保証金供託済届※（**供託書原本及びコピー**が必要）

※オンラインで届出をされた場合は、当該手続の「文書番号」をお知らせください。

③ 【専任の宅地建物取引士が大阪府登録】

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書（ハガキ受領後）

【専任の宅地建物取引士が大阪府登録**以外**】

従事先登録が他社のままでは**免許証を交付できません**。

登録の都道府県で変更手続し、提出した申請書の写しを持参ください。

④ <法人成り申請の場合> 個人事業の廃業届 ※該当する場合のみ

<お問合せ先>

大阪府 建築振興課 宅建業免許申請受付窓口

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎2階

TEL：06-6941-0351（内線：3085・3088）